

熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、漁業経営の維持が困難な中小漁業者であって、その漁業経営の再建を図るために緊急に必要とする資金の融通において、県が行う漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）の認定及び漁業協同組合等の融資機関（熊本県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要項（以下「利子補給金交付要項」という。）第2条第3項に掲げる融資機関をいう。）の融通に係る事務手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(再建計画)

第2 漁業経営の維持が困難となっており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であって、その漁業経営の再建を図ろうとする者は、再建計画を作成し、これを知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。当該認定に係る再建計画を変更しようとするときも同様とする。

2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 漁業経営の状況

(2) 資産及び負債の状況

(3) 収入及び支出の状況

(4) 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要

(5) (4)の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項

3 知事は、第1項の認定申請があった場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであり、申請者が再建計画を達成する見込みが確実であると認めるときは、認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画に従ってその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(再建計画の受認資格者)

第3 この要項において、再建計画の認定を受けることができる者（以下「受認資格者」という。）は、次の漁業者等とする。ただし、遠洋底びき網漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号。以下「指定漁業を定める政令」という。）第1項第3号に掲げる漁業をいう。）、遠洋かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第1項第8号に掲げる漁業をいう。）を主として営む者を除く。

1 漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従事者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの

2 漁業を営む漁業協同組合（以下「漁協」という。）

3 漁業生産組合

(借受資格者)

第4 この要項において、漁業経営維持安定資金（以下「経安資金」という。）を借り入れることができる者（以下「借受者」という。）は、第2に規定する再建計画について知事の認定を受けた者であって、次の条件を満たす漁業者等とする。

- 1 漁家経営（原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。）にあつては、知事が別に定める債務を有し、経安資金の融通によってその整理を行うことが必要であると認められる者
- 2 企業経営（1以外の者をいう。）にあつては、次の要件のいずれかに該当する者
 - (1) 直近の事業年度を含め原則として3カ年（漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためにはその債務を緊急に整理することが特に必要と認められものにあつては2カ年）の事業年度における漁業収支が通算して損失となっている者
 - (2) 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日を仮決算したときはその日）現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

(貸付条件)

第5 この要項において融資機関が、受認資格者に対し貸し付ける業種区分、償還期限、据置期間、貸付利率及び貸付限度は次のとおりとする。

- 1 業種区分、償還期限、据置期間及び貸付利率

業 種 区 分	償還期限	左のうち 据置期間	貸付利率
以西底びき網漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）（以下「指定漁業を定める政令」という。）第1項第2号に掲げる漁業をいう。）又は近海かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第1項第9号に掲げる漁業のうち総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるもの以外のものをいう。）	10年以内	3年以内	1.45%
上欄に規定する業種以外の業種	10年以内	3年以内	1.00%

2 貸付限度額

(1) 漁船漁業を主として営む者

使用する漁船の合計総トン数が30トン未満のもの

----- 40,000千円

使用する漁船の合計総トン数が30トン以上50トン未満のもの

----- 70,000千円

使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの

----- 120,000千円

使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの

----- 150,000千円

使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの

----- 240,000千円

使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの

----- 400,000千円

(2) 養殖業を主として営む者

----- 40,000千円

(3) 定置漁業を主として営む者

大型定置漁業（定置漁業権の免許対象となっているもの）

----- 80,000千円

小型定置漁業

----- 40,000千円

（再建計画の認定申請等）

第6 再建計画の認定申請、漁業経営維持安定資金借入申込及び漁業経営維持安定資金利子補給承認申請は次のとおりとする。

1 漁協から借り入れる場合

(1) 漁協（業種別漁協を除く。）の場合

ア 再建計画の認定申請者は「漁業経営再建計画認定申請書」（別記様式第1号又は第2号。以下「認定申請書」という。）4部（正1部副3部）を漁協に提出するとき、「漁業経営維持安定資金借入申込書」（別記様式第3号。以下「借入申込書」という。）を併せて提出する。

なお、熊本県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）が指定する金融機関であって、協会の債務保証を必要とする場合は、協会あての「債務保証委託書」（協会の定款及び業務方法書の規定による。）に借入申込書の写しを添付して提出する。

イ 漁協は、認定申請書及び借入申込書（写し）の内容を審査し、意見を付して「漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書」（利子補給金交付要項第1号様式。以下「利子補給承認申請書」という。）とともに所轄市町村長に3部提出する。

なお、漁協は自己資金で貸し付けができない場合には、農林中央金庫（以下「金庫」という。）に認定申請書、借入申込書及び利子補給承認申請書の写しを提出して協議する。

ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して2部を所轄県広域本部長に送付する。

エ 市町村長から認定申請書等の送付を受けた県広域本部長は、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。

オ 知事は、認定申請書等を受理したときは、関係機関に諮り認定の諾否を行い、その結果を当該漁協を通じて認定申請者に通知するとともに、必要がある場合は金庫（原資供給を行う場合）、協会（保証付きの場合）、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）及び市町村に対し、その旨（承認する場合は別記様式第4号「漁業経営再建計画認定通知書」により）通知する。

なお、利子補給承認については、「漁業経営維持安定資金利子補給承認書」

（別記様式第5号。以下「利子補給承認書」という。）により当該漁協に通知するとともに、必要がある場合は、金庫、協会、県漁連及び市町村に通知する。

カ 当該漁協は、これらの決定に基づき貸付決定を行い借入申込者に通知する。

(2) 業種別漁協の場合

ア 再建計画の認定申請者は、認定申請書4部（正1部副3部）及び借入申込書を漁協に提出する。

なお、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。

イ 漁協は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して3部を認定申請者所在の市町村長に提出する。

ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して漁協へ返送する。

エ 漁協は、返送された認定申請書に借入申請書（写し）を添えて、利子補給承認申請書とともに所轄県広域本部長に2部提出する。

なお、漁協は自己資金で貸付ができない場合には、金庫に認定申請書、借入申込書及び利子補給承認申請書の写しを提出して協議する。

オ 県広域本部長は、認定申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。

カ 以下、第6の1の（1）のオ～カに準じて取り扱う。

2 漁協以外から借り入れる場合

(1) 金庫から直接借り入れる場合

ア 再建計画の認定申請者は、認定申請書4部（正1部、副1部）を漁協に提出し、金庫には借入申込書と併せて漁協の意見を付した認定申請書の写し及び漁協が転貸できない旨の理由書を提出する。

なお、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。

イ 漁協は、認定申請書の内容を審査し、意見を付して所轄市町村長に3部提出する。

ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して2部を所轄県広域本部長に送付する。

- エ 県広域本部長は、その内容を審査し、相当と認めたときは知事に進達する。
- オ 金庫は、借入申込書を受理した場合において、その内容を審査し、相当と認めたときは利子補給承認申請書に借入申込書の写しを添えて知事に提出する。
- カ 知事は、認定申請書等を受理したときは、関係機関に諮り、認定の諾否を行い、その結果を当該漁協を通じて認定申請者に通知するとともに必要がある場合には、金庫、協会、県漁連及び市町村に対してその旨通知する。
- キ 金庫は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知する。

(2) その他の金融機関から直接借り入れる場合

- ア 認定申請者が、漁協の構成員である場合

第5の2の(1)に準じて取り扱う。

- イ 認定申請者が、漁協の構成員でない場合

(7) 再建計画の認定申請者は、認定申請書3部(正1部、副1部)を市町村に、また、借入申込書をその他の金融機関に提出する。

なお、この場合漁協の構成員でない旨の漁協長からの証明書を両方に添付する。

また、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。

(4) 市町村長は、認定申請書の内容を審査し、意見を付して2部を所轄県広域本部長に進達する。

(9) 県広域本部長はその内容を審査し、相当と認めたときは知事に進達する。

(エ) その他の金融機関は、借入申込書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認められた場合には、利子補給承認申請書に借入申込書の写しを添えて知事に提出する。

(オ) 以下、第5の2の(1)のカ～キに準じて取り扱う。

(利子補給率)

第7 利子補給についての契約は、利子補給金交付要項に定めるところにより知事が当該融資機関との間に締結し、別に定める漁業経営維持安定資金利子補給契約書によって行うものとする。

(借用証書の提出)

第8 貸付決定を受けた借入者が、この要項による資金を借り受けようとするときは、融資機関の指定する日までに別記様式第6号(漁協及び業種別漁協の場合)による漁業経営維持安定資金借用証書(以下「借用証書」という。)を提出しなければならない。

(貸付報告等)

第9 融資機関は、借用証書を審査のうえ、相当と思われるときは遅滞なく貸付けを実行し、その旨を別記様式第7号による貸付実行報告書により知事に報告するものとする。

(利子補給金の交付申請等)

第10 利子補給の承認決定を受けた融資機関は、利子補給金交付要項第10条の利子補給金交付申請及び第12条の利子補給金の請求は併せて行うことができる。

(請求等の委任)

第11 融資機関が漁協及び業種別漁協である場合は、第9の請求及び受領に関する事項を金庫に委任することができる。この場合には、請求書に請求及び受領に関する金庫の熊本支店長あての委任状(別記様式第8号)を添えて、知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付)

第12 知事は、第9の交付申請書等の内容を審査のうえ適当と認めるときは、融資機関に対し、利子補給金交付要項第11条により決定の通知をするとともに、請求書の提出日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給の承認取消又は返還)

第13 知事は、利子補給金交付要項第13条第2項に規定する事実を知ったときは、融資機関に対して利子補給金の承認を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(利子補給金の還付)

第14 第12の規定により返還を命ぜられた融資機関は、直ちに利子補給金を還付しなければならない。

(承認の変更)

第15 利子補給金交付要項第5条の規定により承認の変更を行う融資機関が原資供給を受けている場合は、金庫(協会の債務保証のある場合は協会を含む。)の了承を受けたものに限るものとし、変更申請書には役員会議事録を添付するものとする。

2 知事は、利子補給金交付要項第5条の規定による変更申請書を受理したときは、内容を審査し、やむを得ないと認めた場合には、利子補給変更承認書(別記様式第9号)を交付するとともに第5の1の(1)のアに準じて通知するものとする。

(約定変更の報告)

第16 融資機関は、第14の2の承認に基づき、借用証の変更の事務処理を行い、直ちに第6号様式に準じ知事に報告するとともに、関係機関に通知するものとする。

(融資機関の管理義務)

第17 融資機関は、経安資金の使途の適否、貸付条件の履行状況等について、常に最

善の注意を払い、必要と認めるときは、経安資金の繰上償還等適切な措置をとるものとする。

(雑則)

第18 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年3月9日から施行する。

(中略)

附 則

この要項は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年7月29日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成21年7月21日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年10月2日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成21年9月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年12月10日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成21年11月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年12月28日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成21年12月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年1月25日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年1月22日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年5月25日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年5月26日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年8月10日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年7月22日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年8月27日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年8月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年10月4日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年9月21日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年10月29日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資

金事務取扱要項の規定は、平成22年10月25日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年12月1日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年11月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年12月22日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成22年12月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年2月28日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成23年2月21日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年6月14日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成23年5月27日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年9月12日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成23年8月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年11月14日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成23年10月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年1月11日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成23年12月19日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年2月7日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成24年1月27日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年5月7日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成24年4月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年5月30日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成24年5月23日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年9月7日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成24年8月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年10月5日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成24年9月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年1月11日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成24年12月19日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年3月7日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成25年2月21日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月4日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成25年3月21日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年5月1日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成25年4月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成25年5月20日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年5月31日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

この要項第4第1で、知事が別に定める債務

- (1) 漁業経営維持安定資金により整理することができる債務（以下「整理対象債務」という。）は次に掲げるものとする。
- ア 返済期到来後未返済となっている債務
 - イ 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務
 - ウ その他の債務で、次に掲げるもの
 - (ア) 賃金、退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
 - (ウ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - (エ) 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
 - (オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- (2) 個々の債務ごとに、(1)のアからウに掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を整理対象債務とすることができるものとする。
- ただし、(1)のウの(ウ)に掲げる連帯債務又は保証債務については、この限りでないものとし、個別に判定するものとする。
- (3) 国の制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び国からのガイドラインに沿って県が利子補給又は利子補給補助を行う融資金をいう。）については、(1)のアに該当する場合を除き、整理対象債務の対象としない。
- (4) 整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務、漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ、対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理対象債務とすることができるものとする。

漁業経営再建計画認定申請書（漁家経営用）

年 月 日

熊本県知事 様
住所
氏名

熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

漁業施設		主な漁業種類
漁船等	規模	
丸	トン	

表2 資産及び負債の状況

(年 月 日現在)

資産計 (A) うち、現預金 漁 船		負債	
			うち債務整理必要額
差引純財産 (A - B)		計 (B)	

表3 収入及び支出の状況

単位：千円

年度		年(実績)	年(実績)	年(実績)	年(計画)
科目		(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)
漁業	漁業収入				
	漁業支出 〔うち減価償却費(C)〕				
	差引利益(D)				
その他	収入				
	支出 (うち減価償却費)(E)				
	差引利益(F)				
	所得(G = D + F)				
	家計費、税金(H)				
	経済余剰(I = G - H)				

表4 欠損金補てん計画及び自己資本造成計画

単位：千円

年度	年	年	年	年	年	年	年	年
科目	(実績)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
前期繰越損益(I)								
当期利益(F)								
配当、賞与等								
差引内部留保(J)								
次期繰越損益(I+J)								
自己資本(A)								

(注) 個人の場合はこれに準ずる。

表5 漁業経営の改善措置等

(1)
(2)
(3)
.
.
.
.
.

(注) 財源、漁業収支、事業体制について問題点、改善措置、期待できる効果等についてできるだけ具体的に記入する。

2 漁業収支の明細

単位：千円

年 度		年 (実績)	年 (実績)	年 (実績)	年 (計画)
科 目		(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)
収 入	水揚金額				
	その他収入				
計(B)					
支 出	漁ろう原価(C)				
	燃料費				
	船具・漁具費				
	餌料費				
	氷塩費				
	魚函費				
	消耗品費				
	その他 (材料費計)				
	船員給与・配当				
	福利厚生費				
	食料品費				
	その他 (労務費計)				
	減価償却費(D)				
	修繕費				
	賃借料				
	漁船保険料				
	その他 (その他経費計)				
販売費					
支払利息					
共通管理費					
その他					
計(G)					
差引純利益(H)					

- (注) 1 実績は直近事業年度を含む3ヶ年を記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。
- 2 実績は減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは修正後の数値を記入し、その明細を添付する。
- 3 科目については経営の実態に応じて変更してもよい。

添付資料

整理対象債務の明細（ 年 月 日現在）

科 目	借 入 先 (相手方)	債務の原因	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利 率	当初借入額 (発生額)	現在残高	うち債務整理必要額	
								支払期日	金額
								合	計

- (注) 1 本様式は使用漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業、小型定置漁業を主として営む中小漁業者のうち個人が用いる様式である。
- 2 金額の単位は千円とする。
- 3 表 2 ① 負債欄は、長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目ごとに記入する。
 ② 債務整理必要額の合計は、添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。
- 4 表 3 ① 漁業支出については、減価償却費以外は必要に応じて燃油費等を記入する。
 ② 実績は52年度以降直近の年度までを記入し、次期以降の計画は平年度ペースで記入してもよい。
- 5 表 4 漁業収支等について問題点、改善措置、期待できる効果等について具体的に記入する。
- 6 表 5 ① 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金についても記入する。

- ② 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
 - ③ 償還財源を漁業収入から天引する者は、それに応じた様式にてもよい。
- 7 添付資料
- ① 整理対象債務ごとに長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目別に記入し、小計する。
 - ② 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。
- 8 その他必要に応じて今後の設備計画（処分、新規、投資）等を添付する。

表6 資金調達及び償還計画

単位：千円

資計画	債務整理必要額	漁業経営維持安定資金	その他
金画			

単位：千円

償還計画	資金使途	借入先 (相手方)	現在残高	利率	償還期間		年度別償還金											
					始期	終期	年	年	年	年	年	年	年					
	漁業経営維持安定資金																	
	合計(K)																	
償還財源	当期利益(F)																	
	減価償却費(D+E)																	
	その他																	
	合計(L)																	
	差引過不足(L-K)																	
	累計過不足																	

(注) 1 償還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金、その他固定負債についても記入する。
 2 償還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。
 3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料

1 整理対象債務の明細 (年 月 日現在)

単位: 千円

科 目	借入先 (相手方)	資金用途	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利率	当初借入額 (発生額)	現在残高	うち債務整理必要額	
								支払期日	金額
								合計	
								自己資本不足額	

(注) 1 整理対象債務ごとに支払手形、買掛金、短期借入金、長期借入金等勘定科目別に記入し、小計する。
 2 整理対象債務のところでも算式を採用する者は、自己資本不足額(添付資料3の(1)の教値)を記入する。
 3 整理対象債務に関する債権者の残高証明等を添付する。

3 その他必要に応じて添付する資料

(1) 算式に関する資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

単位：千円

資産の部	漁業	漁業関連事業	その他事業	計	負債の部	漁業	漁業関連事業	その他事業	計
	固定資産	流動資産	固定負債			流動負債	資本 (A)		
有形固定資産					固定負債				
建物、構築物					長期借入金				
機械及び装置					計 (N)				
船舶					特別修繕引当金				
漁網、船具					退職給与引当金				
土地					その他				
建設仮勘定					計 (O)				
その他					資本 (A)				
無形固定資産									
外部出資									
計 (M)									

$$\frac{M - (N + O + A)}{M} = \frac{M - (N + O + A)}{M} = \text{千円}$$

自己資本不足比率 =

$$\frac{M - (N + O + A)}{M} = \frac{M - (N + O + A)}{M} = \text{千円}$$

- (注) 1 資産、負債について漁業以外の事業を行っている者は全欄に記入する。
 2 資産、負債について固定負債欄は固定資産の取得又は拡充のためにした長期借入金で返済期限の到来していないものを記入する。
 3 減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは、修正後の数値を記入し、その明細を添付する。
 4 資産、負債について個人の場合はこれに準ずる。
 5 自己資本不足比率は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で計算する。
 6 自己資本不足額は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で計算する。ただし、漁業関連事業の債務整理もあわせて行う必要のある者は漁業欄の数値と漁業関連事業欄の数値で計算する。
- (2) 漁船収支明細
 (3) 今後の設備計画 (処分、新規投資)
 (4) 決算修正明細
 (5) 5年度以降決算書 (特定日現在のものも含む)
 (6) その他

漁業経営再建計画認定報告

平成 年 月

種別	漁業経営再建計画認定件数				漁業経営維持安定資金貸付額				
	前期末 現在累計 件数 A	本期中増減		本期末 現在累計 A+B-C 件数	前期末現在 A		本期中増減		本期末現在 残高 A+B-C
		認定件数 B	取消し 件数 C		貸付 件数	貸付額 B	償還等 件数 C	償還額	
合計									

- (注) 1 種別は、近海かつお・まぐろ漁業、以西底びき網漁業、北畝船漁業を主として営む者、その他の者の4つに区分する。
 2 漁業経営再建計画認定欄の「本期中取消」は「前期末現在認定累計」のうち本期中取消しをしたものを記入する。
 3 漁業経営維持安定資金貸付欄の本期中増減は貸付実行の件数、金額、償還が行われた件数、償還額を記載する。
 4 金額は千円単位とし、千円未満の端数は四捨五入する。



別記様式第2号

漁業経営再建計画認定申請書（企業経営用）

年 月 日

熊本県知事

様

住所

氏名

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第5条第1項の規定により、下記の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

記

表1 漁業経営の状況

営業種目	
従業者数(通常)	漁業 名, その他事業 名

漁業施設			主漁業		従漁業		漁業収入 計
漁船等	規模	船齢	漁業種類	漁業収入	漁業種類	漁業収入	
丸	トン	年		千円		千円	千円
計							

その他事業施設	
施設名	規模等

1) 直近事業年度を含む3ヶ年の漁業収支通算	千円
2) 自己資本不足比率	

- (注) 1 (1)又は(2)のいずれかを記入する。
 2 (1)は表3の差引純利益(H)の通算である。
 3 (2)は添付資料の3の(1)の数値である。

表2 資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部		うち債務整理必要額	
流動資産	現・預金	流動負債	支払手形		
	受取手形		買掛金		
流動資産	売掛金	流動負債	短期借入金		
	有価証券		未払金		
流動資産	棚卸資産	流動負債	前受金		
	その他		その他		
計		計			
固定資産	有形固定資産	固定負債	長期借入金		
	・建物・構築物		長期未払金		
固定資産	機械及び装置	固定負債	その他		
	船 船		計		
固定資産	漁網・船具	引当金	貸倒引当金		
	土地		修繕引当金		
固定資産	建設仮勘定	引当金	退職給与引当金		
	その他		その他		
固定資産	無形固定資産	引当金	計		
	投資				
計		負債合計			
繰延勘定		資本	資本金・元入金		
			法定準備金		資本準備金
			利益準備金		計
			剰余金		任意積立金
		資本計(A)	前期繰越益		
			当期利益		
計		計			
資産合計		負債・資本合計			

- (注) 1 借受資格者、整理対象債務のところで算式を採用する者は添付資料の3の(1)を作成する。
 2 債務整理必要額の合計は添付資料の1の債務整理必要額の合計と一致する。
 3 科目については経営の実態に応じて変更してもよい。
 4 個人の場合はこれに準ずる。

表3 収入及び支出の状況

単位：千円

科 目		年 度		年 (実績)	年 (実績)	年 (実績)	年 (計画)
				(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)
経 常 損 益	営 業 損 益	売 上 高	漁ろう売上高(B) 計				
		売 上 原 価	漁ろう原価(C) (うち減価償却費)(D) 計				
	益		売上総利益 一般管理販売費 (うち減価償却費)(E) 営業利益				
	損		営業外収益 営業外費用 (うち支払利息)				
			税引前経常利益				
特 別 損 益			特別利益 特別損失				
		税引前当期利益 法人税充当額 当期利益(F)					
漁 業 部 門			漁業収入(B) 漁業支出(G) 差引純利益(H)				

- (注) 1 実績は直近事業年度を含む3ヶ年を記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。
 2 漁業部門欄は添付資料の2の数値である。
 3 個人の場合はこれに準ずる。

表4 欠損金補てん計画及び自己資本造成計画

単位：千円

科目	年度	年	年	年	年	年	年	年
		(実績)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
前期繰越損益(I)								
当期利益(F)								
配当,賞与等								
差引内部留保(J)								
次期繰越損益(I+J)								
自己資本(A)								

(注) 個人の場合はこれに準ずる。

表5 漁業経営の改善措置等

(1)
(2)
(3)
.
.
.
.
.
.

(注) 財源、漁業収支、事業体制について問題点、改善措置、期待できる効果等についてできるだけ具体的に記入する。

2 漁業収支の明細

単位：千円

年 度		年 (実績)	年 (実績)	年 (実績)	年 (計画)
科 目		(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)	(/ ~ /)
収 入	水揚金額				
	その他収入 計(B)				
支 出	漁ろう原価(C)				
	燃料費				
	船具・漁具費				
	餌料費				
	氷塩費				
	魚函費				
	消耗品費				
	その他 (材料費計)				
	船員給与・配当				
	福利厚生費				
	食料品費				
	その他 (労務費計)				
	減価償却費(D)				
	修繕費				
	賃借料				
	漁船保険料				
その他 (その他経費計)					
販売費					
支払利息					
共通管理費					
その他 計(G)					
差引純利益(H)					

(注) 1 実績は直近事業年度を含む3ヶ年を記入し、次期以降の計画は平年度ベースで記入してもよい。

2 実績は減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは修正後の数値を記入し、その明細を添付する。

3 科目については経営の実態に応じて変更してもよい。

受付年月日	
利子補給承認申請日	

漁業経営維持安定資金借入申込書

年 月 日

(融資機関)

御中

住所
氏名

印

下記のとおり漁業経営維持安定資金を借りたいので申し込みます。

記

金額 用途 利率 借務整理
使用期限 償還期限 年 月 日
据置期限 最終償還期限 年 月 日
償還方法 元本均等償還
担保証券担保
借入希望時期 年 月 日
その他の

添付資料

- 1 再建計画認定申請書の写し又はこれに準ずるもの
- 2 定 款
- 3 事業報告書
- 4 試算表

別記様式第4号

団支第 号
年 月 日

様

熊本県知事

漁業経営再建計画認定通知書

年 月 日付けで申請があった漁業経営再建計画については、これを認定します。
なお、漁業経営再建については、融資機関と協議のうえ、最善の努力をお願いします。

別記様式第5号

団支第 号
年 月 日

漁業協同組合代表理事組合長 様

熊本県知事

漁業経営維持安定資金利子補給承認書

年 月 日付けで申請があった下記の者に係る漁業経営維持安定資金の利子補給申請
については、これを承認します。

申請者名	申請者住所	借入希望額 (千円)

別記様式第5号

団支第 号
年 月 日

漁業協同組合代表理事組合長 様

熊本県知事

漁業経営維持安定資金利子補給承認書

年 月 日付けで申請があった下記の者に係る漁業経営維持安定資金の利子補給申請
については、これを承認します。

申請者名	申請者住所	借入希望額 (千円)

漁業経営維持安定資金借用証書

(借入条件)

第1条 債務者は、この約定を承認のうえ貴組合から次の条件により金銭を借用し、これを正に受領いたしました。

ついては、この約定及び借入条件に従い債務の履行をいたします。

- ① 借入金額 金 円也
- ② 借入金の使途
- ③ 利率 年 % (日割)
- ④ 最終弁済期限 年 月 日
- ⑤ 元金の弁済方法

	元金弁済日	回数	払込金額
初回	年 月 日	1回	金 円也
第2回 目以降	年 月から 年 月まで の毎年、 月 月の各 日	回	金 円也 (1回当たり払込金額)
最終回	年 月 日	1回	金 円也

⑥ 利息の支払方法

初回を 年 月 日とし、以後毎年 月、 月、 月の各 日に、初回は借入日から、以後は前回の利払期日の翌日からその日までの分を支払います。

⑦ 損害金

この約定による債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年 %の割合の損害金を支払います。

⑧ 元利金の支払場所

(利率)

第2条 債務者及び保証人が万一漁業近代化資金助成法及び関係法令通達その他条件に違反したと等理由により貴組合が漁業近代化資金助成法に基づく利子補給を取り消されたときは、その取消しを受けた利子補給の始期にさかのぼって上記借入金の利率に利子補給率を加えた利率に変更し、これによって生ずる利息の差額及び貴組合が国又は地方公共団体に対して負担する加算金を貴組合が定める日までに支払うことを承諾します。

(期限の利益の喪失)

第3条 債務者若しくは保証人の貴組合に対する諸預け金その他の債権に対し、仮差押の申請があったとき又は租税公課の滞納による差押えのため債権差押通知書が作成されたときには、貴組合から通知催告等がなくてもこの約定による債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。

2 債務者若しくは保証人（物上保証人を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合、その他債権保全のため必要と認められる場合には、貴組合の請求によってこの約定による債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。

- ① 借入金を目的以外の用途に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- ② 仮差押え、差押え若しくは競売の申請（前項に該当する場合を除く。）又は破産、再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始若しくは特別清算の申立てがあったとき又は清算にはいったとき。
- ③ 租税公課を滞納して督促状に指定された期日までに完納しなかったとき、又は保全差押を受けたとき。
- ④ 支払を停止したとき。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- ⑥ 貴組合に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
- ⑦ 貴組合との一切の取引約定の一に違反したとき。

(差引計算)

第4条 期限の到来又は前条によって、貴組合に対する債務を履行しなければならない場合には、債務者又は保証人の貴組合に対する債務と債務者又は保証人の諸預け金その他の債権とを、期限のいかんにかかわらず、いつでも貴組合は相殺することができます。

2 前項の相殺ができる場合には、貴組合は事前の通知及び所定の手続を省略し、債務者又は保証人にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。

3 前2項によって差引計算する場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を計画実行の日までとし、利率は貴組合の定めによります。

(販売代金の代理受領)

第5条 貴組合の要求がある場合は、いつでもこの約定に基づく債務の全額を限度として貴組合を代理受領人と定め、債務者の受けとるべき水産物販売代金及び漁業共済金の受領に関する一切の権限を委任します。

2 債務者は貴組合が代理受領した水産物販売代金及び漁業共済金のうちから貴組合の請求に従い、償還金（利息及び遅延損害金を含む）に充当することを承諾します。

(担保)

第6条 債権保全のため必要と認められるときは、請求によって、直ちに貴組合の承認する担保若しくは増担保を差し入れ、又は保証人を追加いたします。

2 この約定による債務を履行しなかった場合には、貴組合の占有している債務者の動産、手形その他の有価証券は、貴組合において取立て又は処分することができるものといたします。

3 この約定による債務を履行しなかった場合には、貴組合は担保を一般に相当と認められる時期、価格等をもって債務の全部又は一部の代物弁済として完全に所有権を取得し又は一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分したうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この約定による債務の弁済に充当することができます。残債務がある場合には債務者は直ちに弁済いたします。

(弁済等の充当順序)

第7条 弁済又は第3条の差引計算の場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、貴組合が相当と認められる順序及び方法により充当することができます。

(危険負担等)

第8条 債務者が貴組合に差し入れた証書が事変・災害等やむを得ない事情によって紛失し、滅失し、又は損傷した場合には、貴組合の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済いたします。貴組合から請求があれば直ちに代わり証書を差し入れます。この場合に生じた損害については、貴組合になんらの請求をいたしません。

2 債務者の差し入れた担保について、前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、貴組合になんらの請求をいたしません。

3 債務者若しくは保証人に対する権利の行使若しくは保全又は担保の取立て若しくは処分に要した費用及び債務者の権利を保全するため貴組合の協力を依頼した場合に要した費用は、債務者又は保証人が負担いたします。

(報告及び調査)

第9条 債務者又は保証人の財産、経営及び業況について貴組合から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供いたします。

2 債務者又は保証人の住所、名称又は代表者並びに財産、経営及び業況について重大な変化が生じたとき、又は生ずるおそれのあるときは、貴組合から請求がなくても直ちに報告いたします。

(保証)

第10条 保証人は、債務者がこの約定によって負担する一切の債務について、この約定を承認のうえ、債務者と連帯して債務履行の責めを負い、貴組合の都合によって担保若しくは他の保証を変更、解除されても異議はありません。

2 保証人は、前項の保証債務を履行した場合、代位によって貴組合から取得した権利を債務者と貴組合との取引継続中は、貴組合の同意がなければ行使いたしません。もし、貴組合の請求があれば、その権利又は順位を貴組合に無償で譲渡いたします。

(公正証書の作成義務)

第11条 債務者及び保証人は、貴組合の請求があるときは、直ちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続をいたします。このために要した費用は、債務者又は保証人が負担いたします。

(管轄裁判所)

第12条 債務者及び保証人は、本約定に係る一切の訴訟については、貴組合の指定により貴組合の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることを承諾いたします。

(費用の負担)

第13条 債務者は、第7条及び第10条に規定するほか、証書の作成、登記その他本契約に係る一切の費用を負担します。

年 月 日

(融資機関) 長

様

住 所
債 務 者

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

漁業経営維持安定資金貸付実報告書

熊本県知事

様

年 月 日

日付で利息前借承認決定のあったこのことについて下記のとおり貸付実行

したので報告します。

カード 1 2	承認番号 1 2	借入者氏名	機関承認		承認		貸付		貸付 実行日 (予定)	返済 実行額 (千円)	第1回 返済日	償還 期間		返済 利率 (%)	債 務 保 証	原 資 別	変更内容(変更があった部分のみ記入すること)				処 理 区 分	備 考																																				
			コード 3 4 5 6 7 8 9 10 11	承認 年度	承認 年度	年 月	年 月	年 月				年 月	年 月				年 月	年 月	年 月	年 月			年 月	年 月	年 月	回数																																
			3	4	5	6	7	8	9	10	11							42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80		

(注) 処理区分欄の記入方法は、承認どおり実行した場合は……1、金額等を変更した場合は……2、希期間に未実行の場合は……3、辞退等の場合は……4と記入する。

委 任 状

年 月 日付けで熊本県との間に締結した漁業経営維持安定資金事務取扱要項第11条の規定に基づく利子補給金の請求及び受領に関する一切の権限を、農林中央金庫熊本支店長に委任しました。

年 月 日

住 所

融資機関名

代表者氏名

印

熊本県知事

様

漁業経営維持安定資金利子補給変更承認書

年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のあった利子補給に係る変更については、下記のとおり承認します。

記

- 1 貸付先（氏名）
承認年月
承認番号

2 承認内容

変更項目	変更内容	
	既承認事項	変更承認事項